

社会福祉法人英沁会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人英沁会（以下「法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び日当等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、定款第九条及び第二三条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が、本法人の業務のため旅行する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。